

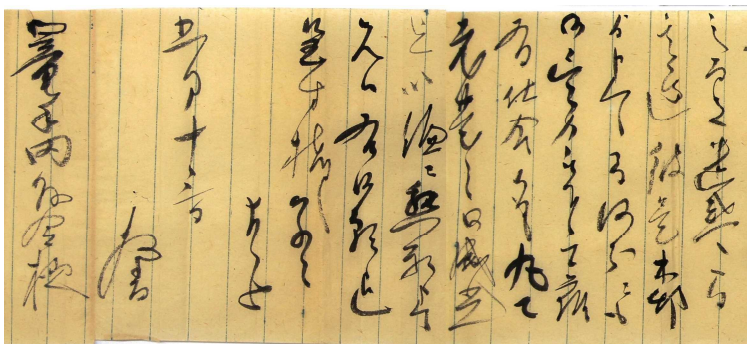
⑱ 「野営演習実施の件」 明治 9 年 12 月 23 日【明か 27 (46)】



⑲ 「饗庭野買収地図面」  
明治 22 年 7 月 10 日【明ひ 3 (12)】

一 体積相成 則ち表面ハ別取箇ノ通該野取掃除ノ 除人設定ノ業ニ相成レ後拾ルニ慮マンルニ野 取掃除ノ儀ニ付固ヨリ定員ニ制限ヲ立ツ キ次第ニ之ノ所可成此論連関係各村ヨリ相 一 者ヲ提出シ往所姓名等此報告有之且取 一 者ハ取除関係者ニ於テハ之ニ對スル規約 等ハ進テ此規約後取除ノ業不取除順序 此取除ノ業不取除順序	饗庭野買収ニ付取掃除人設定ノ件 八月廿七
--	-------------------------

⑳ 「取締掃除人設定の件」 明治 22 年 8 月 24 日【明ひ 3 (10)】



㉑ 「饗庭野開拓に関する井上馨の書状」  
明治 9 年 5 月 13 日【明な 309 合本 2 (2)】

### 饗庭野陸軍演習場の設置

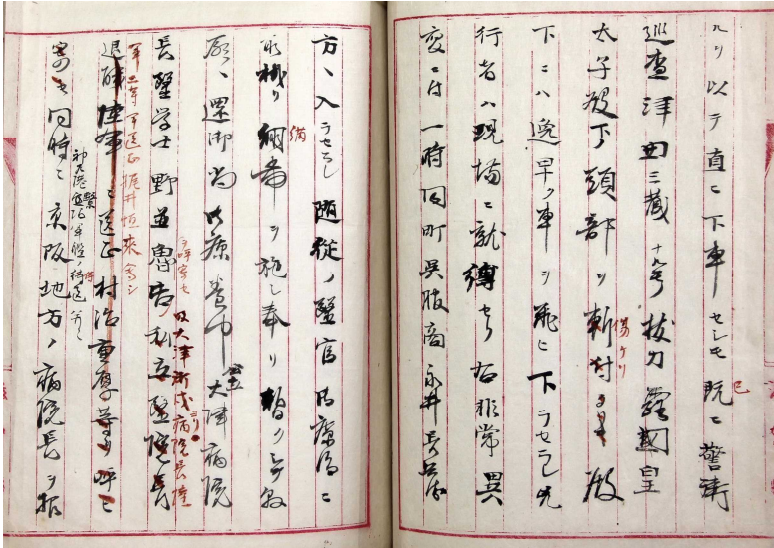
明治二十二年、現在でも自衛隊の演習場として利用されている高島郡饗庭野（現・高島市）が陸軍の演習場として買収されます。

饗庭野は近世から周辺住民の草刈り場として利用されてきました。その一方で、広大な土地が軍事演習に適するとして、明治九年の野営演習（史料⑱）をはじめ、度々陸軍による演習も行われてきました。

明治十九年に付近の道路が改修され往来が便利になると、高島郡長はこの地の陸軍買い上げを知事に提案します。その背景には、当時再熱した饗庭野の開拓計画がありました。明治九年頃、井上馨をはじめとした資本家らがこの地の開拓を試みますが（史料⑳）、これは失敗に終わります。しかし、その後再び開拓計画が起り、用地の工面が進められていたので

す。郡長は、まだ開拓が計画中で実現していない内に、陸軍演習用地として必要な土地は買い上げておくといいたいと思います。その際、下草刈りの権利を周辺住民に与えることで、土地の買収もうまくいくのではないかと推測しています。

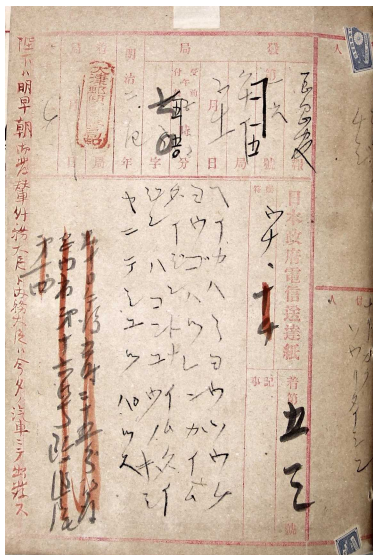
実際には、この草刈りの権利をめぐる衝突が起こつてしまします。その解決策として県が提示したのが、取締掃除人の設定（史料㉑）です。従来下草を刈り取っていた周辺住民を取締掃除人に任命し、彼らにその業務上で刈り取った下草を無料で払下げることで決着しました。



⑳「露国皇太子遭難の報告」明治 24 年 5 月 11 日【明か 23 (3)】



㉑「ロシア皇太子ニコライ・ギリシャ王子ジョージ像」明治期【資 564】



㉒「天皇訪問をしらせる電報」明治 24 年 5 月 11 日【明か 24 合本 4 (1)】



㉒-1「事件現場の図」明治 24 年～26 年頃【明え 217 (13)】

大津事件

明治二十四年五月十一日、ロシア皇太子ニコライ（史料㉑右側の人物）は、京都から人力車で滋賀を訪れました。滋賀県ではニコライの来訪を待ちわび、食事や装飾、警備など万全の準備にあたっていました。しかし、この日、県内のみならず日本中を騒がせる大事件が起こるのです。

史料㉒には、当日のニコライの行動が記されています。一行は、園城寺を訪れた後、疏水沿いを人力車で移動し、三保ヶ崎から湖上汽船（八頁、史料㉒-2）で唐崎へ渡りました。到着後、神社参拝や漁業見学をし、再び汽船に乗り込み大津へ戻ると、新築間もない県庁も訪れています。県庁での昼食後、人力車で大津京町通を通過中に事件が起こります。沿道警備にあたっていた津田三蔵巡査が、ニコライの頭部を切りつけたのです。津田はその場で取り押さえられ、ニコライは近くの呉服商店で手当を受け、再び県庁に戻った後、京都の宿泊先へと帰りました。この大事件は電報ですぐに政府へも伝えられ、一報を受けた内務・外務両大臣は当日中に東京を立ち、明治天皇も明朝には汽車に乗り込みニコライ滞在の京都へ向かいます（史料㉒）。日本のトップらの素早い対応からも、当時の人々にとつていかに大きな出来事であったかが窺えます。

なお、津田の裁判では、滋賀県会議長も務めた谷澤龍蔵が弁護にあたっています。

【展示関連年表】

西暦	元号	月	日	出来事	展示史料
1888	明治 21	4	25	<b>市制・町村制が公布される</b>	
		6	25	滋賀県庁舎（旧）の開庁式が挙行される	
1889	明治 22	2	11	<b>大日本帝国憲法が公布される</b>	①
		4	1	滋賀県で町村制が施行される	③、④
		6	11	高島郡饗庭野が陸軍演習地として買収される	⑰～⑳
		7	1	<b>鉄道東海道線が全通（新橋－神戸）する</b>	
		12	15	関西鉄道（草津－三雲）が開通する	⑥
1890	明治 23	4	9	琵琶湖疏水のインクライン落成式が開催される	⑤
		5	17	<b>府県制・郡制が公布される</b>	
		7	1	<b>第 1 回衆議院議員選挙が実施される</b>	
		10	30	<b>教育勅語が発布される</b>	②
		11	29	<b>第 1 回帝国議会が開催される</b>	
1891	明治 24	5	11	津田三蔵巡査がロシア皇太子を負傷させる（大津事件）	⑳～㉒
		10	24	愛知川御幸橋が墜落する	⑧
		10	28	<b>濃尾地震がおこる</b>	
		12	16	彦根への県庁移転建議がなされる	⑨、⑩
1892	明治 25	1	6	坂田・東浅井郡分合問題で知事問責が決議される	⑪、⑫
		2	8	県会解散命令が下される	⑬～⑯
1893	明治 26	2	26	瀬田川浚渫工事が完成する	⑦
1896	明治 29	9	13	近江鉄道が彦根－愛知川間の敷設工事に着工する	

\*ゴシック体は全国の出来事。

◇参考◇

過去の展示でも関連テーマを取り扱っていますので、ぜひご覧ください。

[http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/kenseishiryoshitsu/kakonotenji\\_thema.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/kenseishiryoshitsu/kakonotenji_thema.html)

展示図録 白熱する滋賀県会  
平成 30 年（2018 年）7 月 23 日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

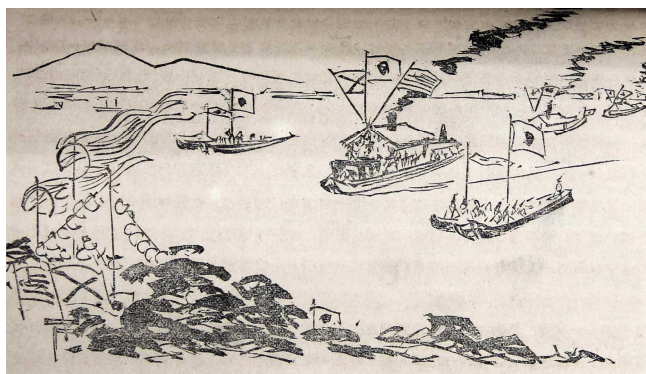
滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県庁新館 3 階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp



㉒-2「蒸気船乗船の図」明治 24 年～26 年頃【明え 217（13）】